

1. 査読 (peer review)

本学会において査読とは、がん看護学およびがん看護実践の発展のために、がん看護学の研究者および実践者同士の相互の研鑽を目的として、研究等を吟味・評価し合うことをさします。

2. 査読の基本方針

- 日本がん看護学会誌（以下、本誌）は、がん看護学およびがん看護実践の発展に資する学術活動の発表の場として位置付けられます。この立場から、査読においては論文の種類に応じ、新規性、創造性、重要性、有用性の観点で論文の意義を評価します。
- がん看護学の研究者および実践者相互の研究力の向上を支援する立場から、査読は批判的であるよりも建設的であることを旨とします。課題を指摘する場合には、あいまいな意見、修正できないような批判ではなく、代替案を示し、論文が改善され、投稿者がより成長できるよう支援します。
- がん看護学の学問領域には、多様な理論的基盤や方法論を活用するという特徴があります。査読はあくまでも相互研鑽の機会であることを踏まえ、査読にあたっては、投稿者の立場を尊重し、建設的・発展的にコメントします。
- 論文の書き方が未熟な部分があっても、がん看護学としての意義が高く評価できる場合には、できる限り採用の方針で査読を行い、看護学としての意義が正当に理解・吟味できる論文となるように支援します。
- 査読は客観性、公平性を旨とし、論文の内容が自身の意見と一致しない、自身の研究と競合する、あるいは相反するなどの理由によって、意見が左右されないように注意します。

3. 専任査読者の役割

専任査読者は、投稿論文を本指針に基づいて評価し、査読結果を担当編集者に提出することにより編集委員会に掲載可否の判断材料を与えます。

4. 担当編集者の役割

担当編集者は、専任査読者とともに、論文をよりよいものにしていく観点から査読プロセスをすすめます。査読結果の集約、責任編集者（編集委員長・副委員長）に対する査読報告および掲載可否についての評価、投稿者に対する査読結果報告案を作成します。

5. 責任編集者の役割

責任編集者は、担当編集者とともに専任査読者を決定します。査読結果及び担当編集委員からの掲載可否についての評価をもとに、掲載可否について最終決定を行います。

6. 査読手順

査読作業は電子投稿・査読システム (Editorial Manager[®])上で行います。査読は、Editorial Manager[®]上の査読者マニュアルと本査読指針に基づき実施します。

- 1) 論文受付後、専任査読者の中から担当査読者を2名選出し、担当編集者から査読依頼の打診を行います。
- 2) 査読依頼を受けた専任査読者は、1週間以内に諾否の応答をします。査読の諾否は以下の点を勘案して検討します。なお、専任査読者は、編集委員会の依頼に応じ年に1~2編は査読を担当することが役割となっています。
 - ① 内容から見て適切な査読が可能か
 - ② 専任査読者自身が当該論文に直接関係していないか
 - ③ 公平・中立に審査できるか^{注1)}
 - ④ 査読期間内に査読が可能か

※ 注 1): 研究に対する自らの見解にバイアスを生じかねない利益相反がないかを検討します。利益相反には経済的關係以外に、学術的關係、人間關係、政治上あるいは宗教上の信条、所属組織との関わりなどが含まれます。

- 3) 査読依頼の承諾後、査読者は電子投稿・査読システム上で査読が可能となります。専任査読者は1ヶ月で査読を実施し、編集委員会に査読結果を提出します。
- 4) 査読者から電子投稿・査読システムを通して送信された査読結果をふまえ、編集委員会で掲載の可否について決定します。査読報告を投稿者に送信し、修正が必要な場合は3ヶ月以内の再提出を依頼します。査読報告を投稿者に送信する際、必要に応じて、編集委員会からも修正が必要な点についてのコメントを追加します。
- 5) 修正論文が再提出された場合は、担当査読者に再査読を依頼します。
- 6) 再査読結果をふまえ、編集委員会で掲載の可否について決定します。査読報告を投稿者に送信し、さらに修正が必要な場合は3ヶ月以内の再提出を依頼します。再提出された修正論文において、修正が適切におこなわれたかどうかは編集委員会で確認します。
- 7) その他
 - ・論文が採択されると、最終論文の提出を依頼します。最終論文には、査読時には空欄となっていた受審した倫理審査委員会名・承認番号等が記載されます。また、著作権譲渡同意書の提出を依頼します。
 - ・査読者の判断が大きく割れた場合は、第三の査読者をたてることもあります。

7. 査読時の留意点

査読の際には以下の点に留意します。

- 1) 専任査読者による査読は原則として2回でまでとなっています。修正が必要と判断された箇所は初回査読ですべて指摘し、再査読で修正前の内容について新たな指摘をしないようにします。
- 2) 再査読以降は編集委員会が査読のプロセスを引き継ぎますので、必要な指摘事項は再査読においても詳細に記載します。
- 3) 投稿論文のスムーズな掲載を目指して、**査読期間は1ヶ月程度**とします。

- 4) 「不採択」と判断する場合には、その理由について記載します。
- 5) 倫理的観点から、投稿論文に関する守秘義務を遵守し、査読者としての業務の中で得た情報を当該業務以外の目的に用いることのないようにします。また、情報漏洩の観点から、論文の取り扱いには十分に注意します。
- 6) 査読の過程で投稿論文が二重投稿（印刷物、電子出版物を問わず、既に出版された、ないし、他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同一の原稿をオリジナル論文として投稿すること）あるいは分割投稿（1つの論文で発表可能な研究を分割し、同じ研究データを用いて複数の研究結果を報告すること）の可能性に気がついた場合は編集室に連絡します。
- 7) 著者へのコメントは直接著者に送られることを前提に記入します。論文の意義や判断に迷う点などは、編集委員へのコメント欄に記入します。

8. 論文の種類と査読基準

1) 論文の種類

- ① 原著：がん看護学の発展に寄与すると認められ、オリジナルなデータもしくは分析に基づいて、新しい知見と実践への示唆が論理的に示されているもの。
- ② 総説：がん看護に関わる特定のテーマについて広範囲の文献考察を行い、そのテーマに関する現状と展望を明らかにしたもの。あるいは、がん看護に関わる特定のテーマについて体系的な文献検索を行い、同質の研究をまとめて得られた知見を分析・統合したもの。なお、システマティックレビューは総説に該当する。
- ③ 実践報告：がん看護学の発展に寄与すると考えられる実践に関する報告で、その看護の実際を論文形式にまとめたもの。実践報告には看護学研究として取り組んだものだけでなく、看護実践におけるケアのプロセスや成果、課題に関する事例報告、医療の質改善の取り組みや組織の活動報告などを論文形式にまとめたものなどが含まれます。
- ④ 資料：研究活動や教育・実践活動の参考となり、公表の意義があると認められるもの。調査研究の報告や文献検討の報告など。
- ⑤ その他：上記以外において、編集委員会が適当と認めたもの。委員会報告など。

2) 査読基準

査読は論文の種別に応じて行い、優れた点と課題の両方を指摘します。各論文種別で重視すべき、がん看護学における論文の意義と重要性の程度を表に示しています。

がん看護学における論文の意義	論文の種類			
	原著	総説	実践報告	資料
1. がん看護学としての新しい知見を有しているか (新規性)	◎	○		
2. がん看護学を発展させる新たな可能性を切り開いているか (創造性)	◎	◎		
3. がん看護学としての重要な知見を有しているか (重要性)	◎	◎	◎	○
4. がん看護実践を改善・進展させるために有用か (有用性)	◎	○	◎	○

◎：非常に重要である ○：重要である

【総説・原著論文の査読基準】

(1) がん看護学として意義ある内容か

- ・がん看護学としての新しい知見を有しているか（新規性）
- ・がん看護学を発展させる新たな可能性を切り開いているか（創造性）
- ・がん看護学としての重要な知見を有しているか（重要性）
- ・がん看護実践を改善・進展させるために有用か（有用性）

(2) 研究の厳密性は保たれているか

- ・研究目的は明確か
- ・目的に沿った研究方法が用いられているか
- ・分析方法は適切に用いられているか
- ・結果に基づき的確に考察されているか

(3) 論文の構成は適切か

- ・研究の全容が明確かつ適切に示されているか

- * 題名：研究内容を表した適切な題名になっているか
- * 抄録：和文・英文ともに論文内容を適切に要約できているか（原著論文の場合）
- * 緒言・目的：研究の経緯や背景が適切に説明され、研究の目的が具体的に示されているか
- * 方法：研究の方法は、読者が結果を再現できるだけ十分に詳細に説明されているか
- * 結果：本文と図表で論理的に順を追って提示されているか
- * 考察：主要な知見が簡潔に要約され、それらについて考えられる機序や説明及び看護への示唆が適切に論じられているか

- ・文章表現がわかりやすく内容が明瞭で、研究目的から結論までの論旨に一貫性があるか
- ・関連する文献を適切に引用しているか

【実践報告・資料の査読基準】

(1) がん看護学として意義ある内容か

- ・がん看護学としての重要な知見を有しているか（重要性）
- ・がん看護実践を改善・進展させるために有用か（有用性）

(2) 論文の構成は適切か

- ・研究や実践の全容が明確かつ適切に示されているか

原稿の構成は原著論文等の構成に準じるが、看護実践の報告などでは、緒言、事例紹介、事例の展開、考察など、目的によって適宜変更されていても良い。

看護実践の報告の構成例

- * 題名：実践内容を表した適切な題名になっているか
- * 緒言・目的：実践の背景が適切に説明され、実践の目的が具体的に示されているか
- * 事例紹介：実践の目的に関連して必要な事項が説明されているか
- * 事例の展開：看護の実際が時系列に沿ってわかりやすく示されているか（アセスメント、看護診断、看護計画、実施、評価など）
- * 考察：主要な知見が簡潔に要約され、それらについて考えられる機序や説明が適切に論じられているか、得られた知見の意義、看護への示唆が述べられているか

- ・文章表現がわかりやすく内容が明瞭で、研究目的から結論までの論旨に一貫性があるか
- ・関連する文献を適切に引用しているか

3) 倫理的配慮について

- ・「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用範囲である研究に関しては、それに則るだけでなく、原則として倫理審査委員会の承認を必要とします。
- ・生命科学・医学系研究に関する倫理指針の適用範囲でない研究・実践の場合（実践報告など）は、対象者からのインフォームド・コンセントの取得が適切に行われているか、利用する個人情報等が適切に管理されているか、対象者への負担や不利益に配慮されているか、社会的に弱い立場にある者に特別な配慮がされているか、などについて適否を判断してください。
- ・なお、看護実践の報告におけるプライバシー保護に関しては、外科関連学会協議会による「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」に準拠することとします。

<リンク URL>

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針

<http://www.jssoc.or.jp/other/info/privacy.html>

(平成 25 年 1 月 12 日 作成)

(平成 27 年 2 月 27 日 改正)

(平成 28 年 11 月 27 日 改正)

(平成 30 年 7 月 1 日 改正)

(令和 3 年 10 月 5 日 改正)